

総務・文教常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査報告を求めます。

安部 隆委員長。

(安部 隆総務・文教常任委員長登壇)

安部 隆総務・文教常任委員長 おはようございます。

それでは、総務・文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

平成16年第3回市議会定例会において、総務・文教常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月15日に開催し、委員全員の出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、初めに議案第44号、長井市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の設定について申し上げます。

本案は、長井市選挙管理委員会は非常勤特別職に属する者の報酬の適正化を図るために提案されたものであります。

審査にあたり、総務課長より、投票所及び期日前投票所の投票立会人が立会時間中に交代した場合の報酬を、現行の「日額支給」から「時間支給」に改め、さらに選挙長及び開票管理者または選挙立会人及び開票立会人の報酬額を「日額」から「1回」とし、開票業務が長時間に及ぶ場合の報酬額を通常の場合の2倍の額に改めるとともに、選挙管理委員会委員に欠員が生じた場合の補充員の報酬額を新たに日額5,900円と設定するものであるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、投票立会人の交代は可能ということであるが、判断基準は定められているのか。また、投票立会人は、投票時間

が長い場合相当大変な任務であるので、立会員のあり方について検討する考えはないかとの質疑がなされ、総務課長からは、交代については急病など例外的なものを想定しており、個々に判断することになる。立会員のあり方については、今後内部で十分論議していきたいとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第8号、イラクに派兵された自衛隊の即時撤退を求める請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。

本請願の趣旨は、イラク戦争は、国連決議のない侵略戦争であり、イラク攻撃の最大の理由とした大量破壊兵器はまだ発見されておらず、今やアメリカ軍を中心としたイラク攻撃やイラク支配には一片の正義がないことが自明のものになっている。国際的にも正義がなく、憲法はもとより、イラク特別措置法にも反する自衛隊のイラク派兵を即時撤退させ、軍事占領の終結とイラク人自身による自治の回復、国際人道支援の強化に取り組むよう、意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

討論に入り、委員からは、この請願の願意は理解できるが、このイラク派兵は、国会で決議されたものであり、イラク特別措置法の反するものではないと思っている。医療支援や給水、学校の復旧など、イラク国民の生活基盤の復興支援活動は、サマワの人々には歓迎され成果を上げているので、今ここで撤退すべきものではなく、このまま人道支援を継続すべきであるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、憲法をねじ曲げ、強引にイラクに派兵した自衛隊を、今度は国会で何

+

ら議論もせず多国籍軍に参加させようとしており、脅威を感じている。人道支援と言われる活動は、現地で戦闘が続いているため、極めて限定的な活動しかできていない。

また、この間、イラクで人質にされた3人が、国内でイラク派兵反対を唱えたとして反日分子と批判され、被害者であるジャーナリストらに対する自己責任論が蔓延し、また、東京ではイラク派兵反対のチラシを自衛隊の宿舎に配布した数名の平和活動家が逮捕されるという異例の事件が起きている。このような、言論を封殺、圧殺し、ねじ伏せようとすることは、戦前の治安維持法を含めた大政翼賛制度への回帰と感じている。日本は大変危険な方向に進んでおり、将来が心配である。自衛隊派兵は当初から間違いであると考えているので、当初のイラク特別措置法の趣旨、現憲法の主旨をしっかりと踏まえ、将来に禍根を残すことのないよう、一刻も早く自衛隊を撤退させるよう、本請願を採決し、政府関係機関に改善、善処を強く求めるのが長井市の任務であるとの意見が出されたところであります。

また、委員からは、戦争にいかなる大義があるとも、その終結、その後の復興へのお互いのかかわりが大切であり、このイラク派兵は当然復興を元としたイラクの自立を前提に大義のあることだと認識しているので、撤退を求めるより、一刻も早く自立できるよう自治の回復に努めるべきであるとの意見が出されたところであります。

さらに、委員からは、多国籍軍に参加するということは現実に今派遣していることとは全く違うことであり、国会で十分議論し、国民にしっかり説明して進めていくべきものである。政府は、多国籍軍の指揮下に入らないと言っているが、区分も不透明であり、大変危険な状況の中でこのまま派遣を続けるべきではなく、一たんイラクから撤退させ、国連中

心の復興支援とイラク国民の手による自治が確立する状況を見ながら、本来の人道的、復興支援を行っていくことを、今、日本政府に求めていくべきもので、本請願については、賛成であるとの意見が出されたところでございます。

採決の結果、本請願は、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより、採決に入ります。

それでは、日程第1、議案第44号並びに日程第2、請願第8号の、以上2件について討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第1、議案第44号、長井市特別職に属する者の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は、原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

鈴木良雄議長 起立全員であります。

よって、議案第44号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、請願第8号、イラクに派兵された自衛隊の即時撤退を求める請願の1件について、総務・文教委員長の報告は不採択であります。

請願第8号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

鈴木良雄議長 起立少数であります。

よって、請願第8号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、厚生常任委員会の審査報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

蒲生光男厚生常任委員長 おはようございます。

今期、第3回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め審査をいたしております。

それでは、初めに、議案第45号、長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程に改正により所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正に伴い、就学前の乳幼児を対象に扶養義務者の所得制限を年額330万円から児童手当特例給付所得制限額に緩和する等の説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、改正時期が7月なのはどうしてかとの質疑がなされ、市民課長からは医療証の切りかえが7月であり、所得の確定する時期であるためとの答弁を受けたところであります。

また、委員から、どのように所得の判定をするのかとの質疑がなされ、あくまでも扶養義務者の所得を見て判断するとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号、介護保険制度見直しに関する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

今、全国の各自治体は、2005年度からの介護保険制度の見直しに向けて点検作業を行っています。使いやすい介護保険制度を構築していくためには、できるだけ利用者の負担を軽減することが最も重要な課題の一つですが、制度の見直しに当たっては負担増の方向が強まりつつあります。利用者負担が強化されることにでもなると、介護保険制度は一層使にくいものになってしまいます。

自治体によっては、保険料や利用料の減免・軽減措置を独自に行っているところもありますが、財政事情などにより「自治体格差」が現出されています。

全国統一の社会保障制度として、介護保険制度の見直しに当たっては、国の責任で統一的な保険料と利用料の減免・軽減措置を確立するよう求めます。

以上のような意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

審査に入り、委員からは、現状の低所得者層に対する減免・軽減措置がどうなっているのか、財政制度等審議会の建議書の中で、低所得者層に対する措置についてどのようにうたわれているか、自治体間の格差の全国的な状況についての質疑がなされ、福祉事務所長から減免・軽減措置として、法施行時の訪問介